



県産木材の使用について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成14年5月30日

管第458号
平成14年5月29日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県 土 整 備 部 長

県産木材の使用について（通知）

県産材（間伐材を含む。以下同じ）の使用については、環境保全及び地産地消の観点からその積極的な使用に努めているところですが、今後、より一層の使用に向け、その使用基準を下記のとおり定め、平成14年6月10日以降起工決裁する工事から適用することとしたので、通知します。

記

- 1 工事目的物への使用
 - （1）建築物、工作物等の工事目的物に木材を使用する場合は、原則として、県産木材を使用することとし、擬木や県外・国外産材は使用しないこと。
 - （2）県産間伐材を使用したりサイクル製品の使用については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成14年3月29日管第4351号）に基づき、適切に設計・施工すること。
 - （3）必要となる経費は、適切に計上すること。
- 2 工事仮設物への利用
 - （1）工事保安施設である工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。
（別紙の構造図参照）
また、その他の保安施設（お願い看板、回り道案内板、誘導標示板等）についても積極的に県産木材を使用すること。
 - （2）仮囲い等の仮設物についても、積極的に県産木材を使用すること。
 - （3）必要となる経費は、次の積算基準に基づき適切に計上すること。
[積算基準]
 $\{ (\text{県産材使用構造にかかる経費} / \text{耐用年数} [5 \text{ 年}]) - (\text{金属製の構造にかかる経費} / \text{耐用年数} [15 \text{ 年}]) \} / (\text{工事日数} / 365 \text{ 日})$ を共通仮設費（仮設費）に計上すること。

工事看板（構造図）（参考）

